

事業費補助金調査票(表)

補助金名	雨水貯留施設設置費補助金
------	--------------

担当課	環境部 環境計画課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	04	01	06	76 - 01
事業名	雨水貯留施設設置費補助事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R2実施計画額	850	千円
R1 予算額	1,300	千円
H30 決算額	706	千円
H29 決算額	—	千円
H28 決算額	—	千円
H27 決算額	—	千円
H26 決算額	—	千円

事業の趣旨・目的	雨水貯留施設を設置した者に対し、予算の範囲内において雨水貯留施設設置費補助金を交付することにより、雨水貯留施設の普及を促進、水資源の有効な利用、雨水の流出の抑制及び水質汚濁の防止を図り、健全な水循環の保全に資することを目的とする。	補助対象者・経費・補助率	【補助対象者】 次のいずれにも該当する者(その他要件あり) ・自らが居住する住宅に雨水貯留施設を設置しようとするもの ・上記住宅の所在地に住民登録をしている者 ・住宅を申請者が所有していない場合は、所有者から設置の承諾を受けていること 【補助対象経費】 ・小規模雨水貯留施設の購入・設置費用 ・浄化槽転用型雨水貯留施設の購入・設置費用(槽内清掃費を除く) 【補助率】 ・小規模雨水貯留施設の購入・設置費用の2分の1(限度額3万円) ・浄化槽転用型雨水貯留施設の購入・設置費用(槽内清掃費を除く)の2分の1(限度額10万円) 【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし 【近隣自治体の補助率】 佐倉市:(1)「貯留量(リットル)×100(円/リットル)」 (2)「設置費(工事費と製品購入費)の2分の1」 補助金額は、(1)と(2)の低い方の金額。補助金の限度額は5万円(浄化槽を転用する場合は10万円)																												
開始年度	平成 30 年度																														
根拠法令等	(市) 成田市雨水貯留施設設置費補助金交付規則 (国) 雨水の利用の推進に関する法律																														
留意事項		成果指標	成果指標: 交付件数 (単位:) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数値	平成30年度	30	平成29年度	—	平成28年度	—																				
年度	数値																														
平成30年度	30																														
平成29年度	—																														
平成28年度	—																														
決算内訳	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4">平成 30 年度決算額等 (単位:千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>1,629</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>うち市補助金</td> <td>706</td> <td>30</td> <td>43.3%</td> </tr> <tr> <td>うち国補助</td> <td>0</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>うち県補助</td> <td>0</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>923</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </tbody> </table>	平成 30 年度決算額等 (単位:千円)					金額	件数	割合	全体事業費	1,629			うち市補助金	706	30	43.3%	うち国補助	0			うち県補助	0			自己負担	923			成果指標	
平成 30 年度決算額等 (単位:千円)																															
	金額	件数	割合																												
全体事業費	1,629																														
うち市補助金	706	30	43.3%																												
うち国補助	0																														
うち県補助	0																														
自己負担	923																														

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「快適でうるおいのあるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	水環境の保全や雨水流出の抑制は、地球環境の保全につながることから、社会情勢に適合する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付件数 平成30年度:30件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	水資源の有効利用や河川・湖沼等の水質汚濁対策となり、継続して事業を実施することにより、徐々に成果が見られると考える。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条に規定する経費については、補助対象外としている(補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でない経費	はい	
課題			
最終評価	維持継続		
評価者所見	水資源の有効利用のみならず、水質汚濁の防止が期待できるなど健全な水循環の保全につながる施策であり、長期的な事業の取り組みが必要である。今後、さらに本制度についての周知を行い、事業を継続して実施する。		